（方向指示器）

第六十六条の十三　特定小型原動機付自転車には、方向指示器を備えなければならない。

2　方向指示器は、特定小型原動機付自転車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3　方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

（速度抑制装置）

第六十六条の十四　特定小型原動機付自転車には、速度制御性能に関し告示で定める基準に適合する速度抑制装置を備えなければならない。

（電気装置）

第六十六条の十五　特定小型原動機付自転車の電気装置は、火災等により乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

（乗車装置）

第六十六条の十六　特定小型原動機付自転車の乗車装置は、乗車人員が動揺、衝撃等により転落又は転倒することなく安全な乗車を確保できるものとして、構造に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

（最高速度表示灯）

第六十六条の十七　特定小型原動機付自転車（道路交通法第十七条第三項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。次項において同じ。）には、最高速度表示灯を備えなければならない。

2　最高速度表示灯は、当該特定小型原動機付自転車が、車両の構造上、告示で定める速度を超えて走行できないことを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3　最高速度表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

第三節　雑則

（基準の緩和）

第六十七条　（略）

（締約国登録原動機付自転車の特例）

第六十七条の三　締約国登録原動機付自転車については、第六十条から第六十六条の十七までの規定は、適用しない。

2　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（基準の緩和）

第六十七条　（略）

（締約国登録原動機付自転車の特例）

第六十七条の三　締約国登録原動機付自転車については、第六十条から第六十六条の三までの規定は、適用しない。

2　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六十六条の十七の改正規定は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日から道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、この省令による改正後の道路運送車両の保安基準目次及び第六十七条の三第一項中「第六十六条の十七」とあるのは、「第六十六条の十六」とする。

○国土交通省令第九十二号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和四年十二月二十三日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫